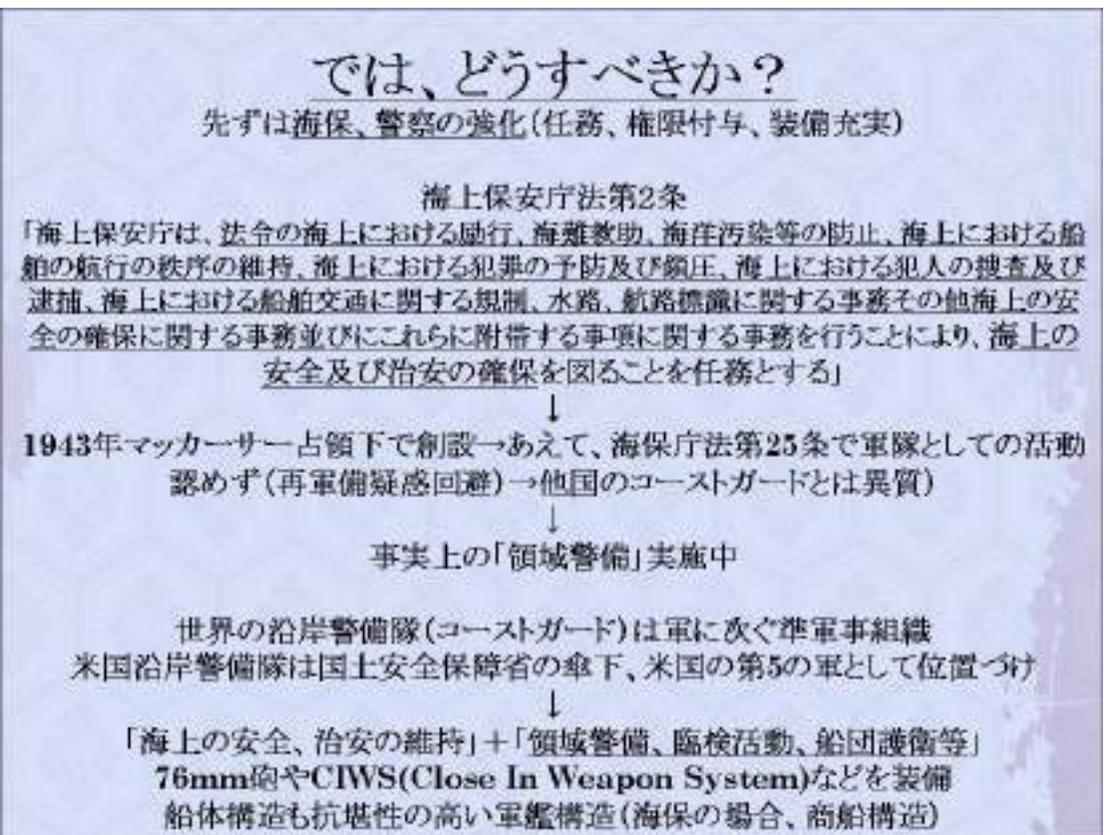


器使用をした場合、自衛官個人が責任を取るようになるのです。自衛隊ではないのです。このように手足を縛ったまま、本来最後の手段たる軍隊、自衛隊を法執行に安易に出させてはならないのです。政治家は「ミス アンダースタンド」していると思います。自衛隊はやっぱり中国から見ても、国際的には軍隊なのです。軍隊というのは最後の最後の手段であるべきであり、警察権の範囲だからといって軽々しく投入してはならないのです。アメリカでも連邦軍の法執行は憲法で禁止していますが、法執行はできません。そういうものなのです。

中国はその間隙をついて実効支配を取ろうとしています。つまりポーンウ(POSSON)、「パラミリタリー オペレーションズ ショート オブ ウォー」という軍を出さずに、準軍事的な行動でもって、既成事実を作っていくやり方なのです。



それではどうするのか。先ほどお話ししましたように、私は海保と警察を強化する必要があると考えています。昨年、民主党から領域警備法案が出されました。でもこの観点は全くありませんでした。まさに、臥竜点晴を欠くというのはここなのです。

今の法律でも、海保の任務には「領域警備」とはどこにも書いていません。「海上の安

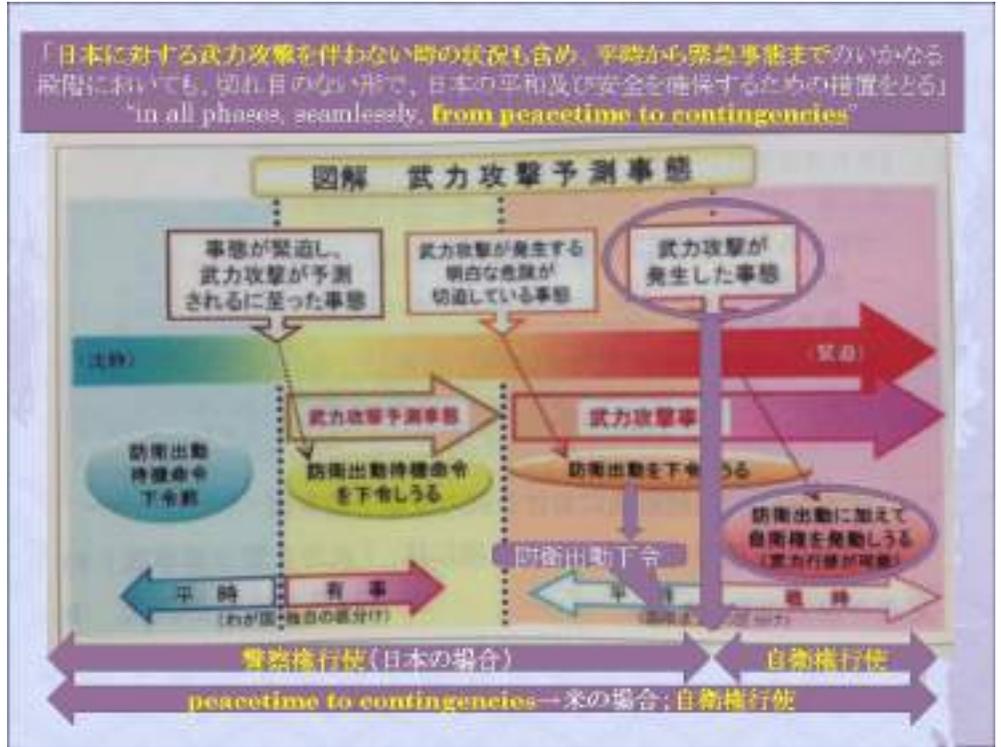
全と治安の維持」です。しかしながら、事実上、領域警備をやっています、ほんとう苦勞なことです。これをもし、自衛隊がやったら、「任務にないことを勝手にやっている。自衛隊の独走だ」といわれますが、海保だから何もいわない、みんな目をつぶっているのです。

そもそも海保はマッカーサー占領下で作られました。軍隊ではないということですがために、あえて軍隊としての活動を認めないと規定している。「海上の安全と治安の維持」でもって、領域警備を事実上実施しているわけです。

諸外国のコーストガードは第4軍として位置付けられている。アメリカでは海兵隊がありますから第5軍です。ベトナム戦争に参加しています。海上の安全と治安維持、領域警備、臨検活動、あるいは船舶護衛、これもコーストガードがやっている。やっぱり日本もこれをやらなければグレーゾーンに対応できないと思います。

だから中国の海警については76ミリ砲とか、シウス(C-WS)、つまりミサイルが飛んできたらそれを撃ち落とす20ミリの兵器、こんなものまで装備している。これは軍隊そのものです、違っているのは日本だけなのです。さらに海上保安庁の船の構造も軍艦構造ではありません、一枚でぺらぺら、だからぶつかって穴が空いたら沈んでしまう。





ご存じない方に簡単にグレーゾーンについて説明しますと、諸外国では、犯罪から自衛権の行使までつなぎ目なく行くわけです。日本は、いわゆるグレーゾーン、緊張が高まってきたて、何かよく分からない、防衛事態が警察事態が分からないようなところ、ここに権限の空白があるのです。ここに自衛隊を投入して、というのは大きな間違いです。自衛隊を投入するのであれば、警察権行使ではなくて自衛権行使でなければだめです。

しかしながら現行法律上、武力攻撃事態が認定されないと自衛隊は警察権行使以上のことはできません。海上警備行動も警察行動です。武器の使用についても「自衛官は〇〇することができる」と書いています。指揮官が命じて、武器を使用する自衛官が責任を取らされるといことです。それを政治家の方もあんまり知らない。問題はここなのです。「運用、発令の迅速化で対応します」、これは私は大きな間違いだと思います。

昔は、ここをマイナー自衛権というのを認めてくれ、つまり武力攻撃事態認定以前における自衛権行使というのを、マイナー自衛権と呼んで、是非これを認めてくれという議論はありました。安保懇の答申では「マイナー自衛権という言葉は、紛らわしいから使用しない」と報告書に書かれました。しかしながら、「国際法上許容される範囲で充実させていく必要がある」ということも書かれています。グレーゾーン事態の解決策としては、マイナー自衛権を自衛隊に認めるか、海保、警察の権限を強化するか、どちらかなのです。

◎“From peacetime to contingencies”の認識と権限の相違
・「グレーゾーン事態」の置き去り化(安保法制)
・平時の警察権行使で?→“assets protection”→無理がある?
“provide mutual protection of each other’s assets”

◎「日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動」は重い課題
→法制上の問題点(手続きの時間)+自衛隊の能力上の問題点
・ホルムズ海峡の機雷掃海→グローバルコモン→集団安全保障
・弾道弾ミサイル迎撃

◎「集団安全保障」の未着手
・「V 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力」の内、
「B 三カ国及び多国間協力」は「集団安全保障」

先ほど述べましたように「フロム ピースタイム トゥ コンティンジェンシー」と言いますが、コンティンジェンシーということ自体が日本的なのです。武力攻撃事態を含まない、平時から緊急事態ということを訳そうとしたら「コンティンジェンシー」しかありません。ただ、国際法上は「ピースタイム」と「ウォータertime」、つまり平時と戦時しかない。この図にありますように、武力攻撃があった時点で国際法的には戦時になり、国内法的には自衛隊が軍隊になる。それまでは、警察権行使で縛られているわけです。

アメリカの場合を例にとると、「ピースタイム」から「コンティンジェンシー」まで一貫して自衛権行使が可能であり、切れ目なくスムーズに移行できる。

4

今回、新安保法制で新三要件ができました。しかしながら、法的構造は変わっていません。ですから日本とアメリカとの大きなギャップがあるということを確認した上で、アメリカとも調整しなければならないということです。

集団的自衛権の限定的行使容認

「自衛権行使の新三原則」閣議決定2014.7.1

「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、

これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、

これを排除し、我が国を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、

従来の政府見解の基本的な論理に基づき自衛のための措置として、憲法上許容される」

①個別的自衛権の延長 ②蓋然性低い ③政治的意味大

これが新三要件です。これを見ておかしいなと思うのは、そもそも我が国の存立を脅かされて、根底から覆される明白な危険があるときに、何もしないのかと。当然国の存立を維持するために、やるべきことはやるでしょう。それが自衛権行使です。ところが、この要件をもって限定的な集団的自衛権行使が可能になったと言っている。これがなんで集団的自衛権なのでしょう。存立をかけて戦う。これは個別的自衛権の範疇だと思えます。そもそも集団的自衛権と個別的自衛権には重なる部分があるのだと思えます。

ただ、このような事態が起こる蓋然性はかなり低いと思われれます。しかしながらトランプが「日本は日本を守っても、アメリカを守らないではないか」と言うような不満をもっているアメリカ国民に対しては、「いやいや守るようになったよ」ということを言えるようになった。そういう意味では政治的な意味合いは極めて大きいものがあると思えます。

9. 対中国と新ガイドライン、新安保体制

対中国と新ガイドライン

(「力の信奉者」中国と如何に対峙するか)

「関与政策」が唯一の解決策

如何に「関与政策」を成功させるか→2条件

1 関与する側が圧倒されないこと→力の均衡を崩さない
米国の力は欠かせないが、米国でも「手に余る」+「世界の警察官」離脱？
結束必要→日米豪韓+ASEAN+インド(+ロシア)→スクラム
オバマのアジア歴訪→「関与」明確→「言うだけ番長」？ 次期政権への働きかけ

2「ヘッジ」を確保
関与には長期間(20年~50年)
状況がどう転んでも対応可能(不測事態→拡大、悪化させない)
→全スペクトラムに切れ目なく対応→一国では対応できぬ→スクラム

スクラム→集団的自衛権→新ガイドライン、新安保法制

※もう一つの大切なポイント

「相手の徹底した抵抗と国際社会の非難には敏感に対応」

→毅然とした姿勢(国際社会で)+「世論戦」(三戦:心理戦、世論戦、法律戦)

対中国と新ガイドラインについてですが、中国に対しては戦争をしないで、あの傍若無人な行動を抑えるにはどうしたらいいか。冷戦時のような「封じ込め」も効かない。もう関与政策しかないのです。

つまり、中国に対し、国際規範や国際法を守らせるように誘導していくしかない。その関与政策が成功するには二つ条件がある。一つは、中国は力の信奉者ですから、関与する側が圧倒されないことです、それには米国の力は欠かせません。しかしながらアメリカは「世界の警察官やめた」と言っている。またトランプみたいに「アメリカは、パス」とか言うようになってきた。だからこそアメリカを引っ張り出す手立てを考え、そのほかの国と一緒に頑張ってスクラムを組まなければいけない、ということなのです。

もう一つはヘッジを確保することです。この関与政策が成功するには、もう50年くらいはかかると思います、その間にどう状況が転んでも、対応できるようにしなければいけない。状況を悪化させないように、全面戦争にならないようにしなければいけない。間髪を入れず小さい内に対応する。そのためには、やっぱりスクラムを組み、国際社会と連携してやらなければいけない。そのスクラムを組むには集団的自衛権は欠かせないのです。「おれだけはいやだよ」と、そんなことは言えない。それを具現化したのは新ガイドラインであり新安保法制なのです。

もう一つ大切なのは、中国というのは徹底した抵抗と国際社会の非難には弱いです。今回の「シャングリラ ダイアログ」(アジア安全保障会議)でも孤立しました。あれは強がりを行っています。あの影響はかなり受けると思います。やはり毅然とした姿勢で、世論戦に負けないようにしないといけないのです。やっぱり重要なバロメーターは日米同盟であり、アメリカをどう引っ張り出すかということがカギになります。

★重要なパラメーターは日米同盟

- ・米国の内向き傾向、衰退→厭戦気分+財政問題(強制削減)
- ・「世界の警察官」辞任発言(2013.9)
→半年後→クリミア半島併合、南シナ海埋め立て開始

☆中国は米国の姿勢を見て、ジリジリと既成事実
「オバマ政権のうちに・・・」「米軍の介入なく軍事侵攻できる？」

※要注意

- ・アングロサクソン→「勝てない相手とは手を結べ」
- ・「G2」論の台頭→東シナ海、南シナ海への中国海洋侵出容認？
- ・ゲーツ元国防長官「国防に力を入れる気力も能力もない同盟国を支援するために貴重な資源を割く意欲や忍耐は次第に減退していく」

「同盟のジレンマ」

「巻き込まれ論」から「巻き込み論」へ→集団的自衛権容認
→新ガイドラインの実行

しかし、アングロサクソンは要注意しておかなければいけないのは、「勝てない相手とは手を結べ」ということを平気でやる可能性があるということです。これはトランプも言っています。「中国と手を結べばいいではないか」「経済だよ、経済、西太平洋は中国に任せても良いではないか」と。じじいじふうになると大変なことになる。

「集团的自衛権を行使できないとして、
平和維持の危険な作業を自国領土外では
全て他国に押し付けるといふ日本のあり方では、
日米同盟はやがて壊滅の危機に瀕する」
（前米国国家安全保障会議部長トーカー・バターン）

日米同盟の崩壊だけでなく、国際社会で孤立
↓
日本の安全保障が成り立たない

「対外的にどう
映るか」が重要

政策の追求すべき方向性
現行憲法範囲での
・限定的「集团的自衛権」行使容認
・「集团的自衛権もどき」

アメリカの本音はゲーツ元国防長官も言っています、「国防に力を入れる気力も能力もない、そんな同盟国を支援するため、貴重な資源を割く意欲や忍耐は次第に減退していく」これはアメリカの底流にある考え方だと思います。

「近づき過ぎれば巻き込まれる、離れば捨てられる」、というのが同盟のジレンマですが、これからは巻き込む、アメリカを巻き込むことを考えなければいけない、そのためには集团的自衛権の容認というのは欠かせない、そのためには新ガイドラインの実行が重要だということです。

トーカー・バターン元補佐官も言っています「自分だけ危険な作業をやらなくて、すべて他国に押し付けるといふ日本のあり方では、同盟は危機に瀕する」と。そういうことなのです。

10. 最後に